

海外経済要録

国際機関

◇GATT第16回総会

GATT第16回総会は5月16日から6月4日まで締約国37か国(仮加入国4か国)参加のもとにジュネーブにおいて開催された。今回の総会は、貿易自由化に画期的な前進を示した昨秋の東京総会のあとをうけ、かつきたる9月初めより久々に開かれる大規模な関税引下交渉会議を控えた重要な会議であったが、とくにわが国にとってはいわゆる市場攪乱問題に作業部会の設置をみたこと、対日35条援用撤回問題に解決へのきざしが動きはじめたことなど注目すべき成果がみられた。主要な議題について摘記すれば次のとおり。

1. 市場攪乱問題……この問題は前総会でのジロン米代表提案(34年12月号参照)に発したものであるが、今回の総会では会期中ホワイト事務局長のもと3回にわたって日本を含む9か国の非公式会議が行なわれ、これを特定国間で処理するかまたはGATTのわく内で解決するかなどをめぐり討議されたが、結局5月末の本会議で特別作業部会設置の方針が決定された。作業部会はグランディ・カナダ代表を議長として日・米・英など17か国で構成され、非公式会議の論議に照しきし当りの実際的な攪乱防止策を検討して次期総会に報告することとなる。第1回会議は9月中旬に開催される予定。なお前記非公式会談では市場攪乱問題の長期的な側面につき事務局長から各国賃金水準に関する国際労働機構との共同研究を行なうよう提案されたが、作業部会では前記の作業と併行してこの共同研究の準備も行なうものとみられている。

2. 対日35条援用問題……今回の総会では萩原代表はとくに35条援用の結果日本がきたるべき関税交渉会議において英・仏・ベネルックスなどの諸国と交渉にはいることができず、ために貿易の自由化および拡大というガットの精神がそなわれることを強調し、35条2項の規定を発動して正式に締約国団に対し実情の再検討を求める意向を表明した。総会での反響は米国・西ドイツをはじめ一般に好意的で、このためダ・シルバ議長も35条2項に基づく日本の要請を次期総会で取り上げる可能性を示唆したが、その場合には援用諸国14か国はその理由を正式に明確にすることを求められるわけで、これを機会に

問題解決への具体的な動きが生ずるものと期待されている。

3. イタリアの輸入自由化問題……注目されたイタリアの輸入制限撤廃問題については、同国代表がイタリアの輸入自由化はすでに一部実施済であり、6月中にさらに追加的措置を発表する旨報告したにとどまった。これに対して若干の諸国では強い失望を表明、萩原代表も日本商品に対する差別措置がわが国の輸出に悪影響を及ぼしていることを指摘したが、結局この問題はさらに次期総会の議題として持ち越されることとなった。

4. 機構改革……事務局案に基づき理事会の設置と事務局の拡大強化方針が採択された。理事会は2か月に1回の見当で会議を開催し総会の開かれていない間の特定の諸問題を処理し、かつ諸委員会ないし作業部会を監督する。理事国の構成は未定であるがわが国もこれに含まれるものとみられている。

5. その他……欧州自由貿易連合のGATTとの関係については農業問題の処理その他の重要事項についてなお問題が残されており、引続き作業部会の検討が進められ、ラテン・アメリカの自由貿易地域についても同じく検討が続行される。またスペインおよびポルトガル両国は総会に対しガット加入の意向を正式に表明、明年1月以降の関税交渉に参加する手続が進められることとなった。

なお第17回総会は10月31日からジュネーブで開催される予定。

米 国

◇米国における公定歩合の引下げ

米国のサンフランシスコおよびフィラデルフィア2連銀は、6月2日、公定歩合を4%から3½%へ½%方引き下げの旨決定、翌3日から実施した。これに追随して、ニューヨーク、クリーヴランド、リッチモンド、シカゴ、セントルイス、ミネアポリス、カンサスシティ、ダラスの8連銀は10日から、アトランタ連銀は13日から、ボストン連銀は14日から、それぞれ引下げを実施した。

欧 州 諸 国

◇欧州共同市場閣僚理事会、ハルシュタイン修正案決定

5月12日、ブラッセルで開催された共同市場閣僚理事会は、共同市場促進に関するハルシュタイン修正案を最終的に決定した。修正案の要旨は次のとおりである。

1. 域内輸入割当

(1) 工業製品は1961年末（ローマ条約では69年末）に完全自由化し、双務ベースでできる限り第3国にも拡大適用する。

(2) 農産物の輸入割当増加は次による。

イ、通常の輸入制限農産物……ローマ条約どおり前年比20%拡大。

ロ、輸入割当量皆無または微少の農産物……1961年1月に国内生産の5.2%に拡大。

ハ、イ、ロ以外の特定農産物……1955～57年の平均輸入実績の10%を59～61の各年に増加させる。

2. 域内関税

(1) 本年7月1日の関税引下げをさし当り10%（ローマ条約どおり）にとどめるが、本年末までに別途さらに10%の引下げを行なう。

(2) 1961年末の関税引下げを10%（ローマ条約どおり）にとどめるか、20%（ハルシュタイン原案）とするかについて明年6月末までに決定する。

(3) 特定農産物（1の(2)のハ）については、本年7月以降年末までの間に行なわれる関税引下げは5%、1961年末の引下げは一般品目が20%となる場合にも10%にとどめる。

(4) 域内関税は対外共通関税を限度として域外に拡大適用することができる。

3. 対外共通関税

(1) 本年末までに第1次対外共通関税接近措置を繰上げ実施する（ローマ条約では1961年末）。

(2) 第1次接近措置は共通関税を20%引き下げた率（ハルシュタイン原案の共通関税率）を基準として行なう。ただしその結果はローマ条約の共通関税率を下回らないものとする。

(3) 対外共通関税接近措置繰上げは農産物には適用しない。

4. 農業問題

(1) 上述のごとく農産物も条件つきで促進案に含めることとする（ハルシュタイン原案では除外）。

(2) 従来遅れている農業共通政策などの促進を図るため、閣僚理事会は本年末までに必要な措置を講ず

ることとする。

以上修正案によると共同市場の促進テンポはハルシュタイン原案より約半年遅れることとなった。しかしこれは共同市場自体に困難があるというよりは、むしろ対EFTA関係調整を考慮した結果であって、修正案においてもなお対外共通関税第1次接近措置、域内関税の合計30%引下げなど、ローマ条約の第1段階目標は1年早く達成されるわけであり、その他工業製品輸入割当拡大の急速化、農業問題の統合を促進することなど、ハルシュタイン原案の共同市場促進意図は決して弱められていない点が注目される。これにより共同市場はローマ条約の予定よりはるかに早く、明年末には the United States of Europe としての輪郭をほぼ整え、世界経済に対し多大の影響力をもつこととなろう。

◇欧州自由貿易連合第1回閣僚会議の開催

さる5月10日ブラッセルで開かれた共同市場閣僚理事会は、ハルシュタイン修正案（別項参照）を決定すると同時に、欧州自由貿易連合（EFTA）と交渉する旨の呼びかけを行なった。これに対してEFTA側はさつそく5月19、20日の両日リスボンにおいて第1回の閣僚会議を開催、会議後要旨次のようなコミュニケを発表した。

①貿易の拡大を図るため共同市場と交渉にはいることに意見が一致した。②両ブロック間の交渉を妥協させるためには、両ブロックがGATTの原則に従って欧州貿易の共通の組織として協力し、世界貿易の拡大に貢献すべきである。③さる3月ウィーンにおいて共同市場側に対して関税の引下げを決定したのも上記の考え方に基づくものである。④OEECの改組については、米国とカナダを新機構の正式加盟国にするという提案を歓迎する。

その後英国において、EFTAの中心である英国が折れて出ないかぎり結局両ブロックの妥協は困難であるとの認識から、ユーラトム（欧州原子力共同体）、欧州石炭鉄鋼共同体に加入することを真剣に取り上げるなど、とみに共同市場への接近態勢がみられるのはEFTAの今後の動向を示唆するものとして注目に値する。

◇英連邦中央銀行総裁会議の開催

英連邦12か国中央銀行総裁会議は5月30日から6月3日まで英蘭銀行で4年ぶりに開催された。会議は英蘭銀行総裁議長のもとに、南ア、豪州、ニュージーランド、ローデシア・ニヤッサランド、インド、パキスタン、ガーナ、ナイジェリア、セイロン、マラヤの各国中央銀行

総裁およびカナダ銀行副総裁が参加して行なわれた。議題は発表されていないが、各国ならびにスターリング地域全体の国際収支、国内経済諸政策、ポンドの将来、連邦諸国工業開発の資本不足に対する金融問題などは当然論議されたものと思われる。このうち主要問題は、今秋のIMF総会に対する準備として、同総会で議論されるIMF第8条の適用によるポンドを含む各国通貨の經常為替取引制限撤廃の問題である。英国が經常為替取引制限を撤廃すれば、IMFがポンドを各国の対外準備として正式に算入し、ポンドによるクレジット返済を認めるという付随的な影響が生じてくる。しかしながら英国はすでに5月の第16回GATT総会において国際収支上の理由で輸入制限を認めるGATT12条の援用を撤廃したことを明らかにしていることなどから、戦後の過渡的な措置として為替制限を認めるIMF第14条の規定援用を廃止して8条国へ移行すべきであるとの意見が支配的であった模様である。

◇西ドイツ・ブンデスバンクの金融引締め措置

ブンデスバンク理事会は6月2日、エアハルト経済相、エッツェル蔵相出席のもとに次の引締め措置を決定した。

- (1) 公定歩合を4%から5%へ、貸付利子歩合を5%から6%へ引き上げ6月3日から実施する。
- (2) 公開市場証券の売出しレートを $\frac{1}{2}\%$ ～ $\frac{3}{4}\%$ 方引き上げ、6月3日から実施する(3ヵ月物4%から4 $\frac{1}{2}\%$ へ)。
- (3) 居住者預金の本年3月から5月までの平均残高をこえる部分につき法定最高限度の支払準備率(要求払預金30%、期限付預金20%、貯蓄預金10%)を課することとし、7月1日から実施する。
- (4) 再割引わくを5百万マルクまでは15%、5百万マルクをこえる部分については40%方縮小し、7月1日から実施する。
- (5) 非居住者当座預金に対する付利は即時禁止する。非居住者期限付預金に対する付利は契約期間もしくは告知期限経過後これを禁止する。ただし個人の貯蓄預金に対しては付利が認められる。
- (6) 非居住者に対する金融市場証券ならびに手形の売却は即時禁止する。非居住者に対する有価証券寄託料の支払その他非居住者預金に対する付利禁止の趣旨に反するような取引は禁止する。また外国からの借入に対する銀行の保証を制限する。ただし長期資本取引についてはこの限りではない。
- (7) 従来支払準備額の算定上支払準備義務ある債務総

額から外国銀行に保有する外貨預金および外国金融市場に対する投資の額が控除されていたが、7月1日からこの控除措置を廃止する。

(8) 西ドイツ居住者が外国から資金の借入を行なう場合、西ドイツの金融機関が保証を行ない、かつその額が本年3月末の額をこえるときは、その超過分につき法定最高限度の支払準備率を課することとし、7月1日から実施する。

今回の決定は、6月1日から発動された支払準備率引上措置(35年5月号要録参照)と相まって依然衰えをみせぬ信用の膨脹を阻止せんとするものにほかならず、その内容は金利引上げ、支払準備措置のいっそうの補強、再割引わくの縮小などにより一段と引締め政策の強化を図るとともに、ブンデスバンクの為替管理上の権限に基づく非居住者預金の付利禁止、非居住者に対する短期証券売却禁止などの措置により外国資金の流入を防止し、外国資金流入により引締め政策が阻害されることを回避するとともに、引締め措置の諸外国の国際収支に対する悪影響の発生を阻止しようとしたものである。

◇フランスの共同市場対応策強化の動き

ハルシュタイン修正案の決定を前にして、最近フランスで次のような共同市場完成促進対応態勢の強化策が行なわれた。

1. 設備投資特別奨励金制度の設定

指定不況地区、企業転換指定地区あるいは失業者の多くに多い指定地区において、それぞれの目的にかなった投資を行なう場合、これに奨励金を支給する制度は従来からあったが(34年5月号参照)4月15日の政令で、これら制度の指定地区制を廃止し、新たにこれら制度を総合して設備投資特別奨励金制度を設定した。

新制度の内容は概要次のとおりである。

- (1) 対象……工・商・サービス業で、それらの新設、拡張、他業種からの転換が、当該地域の経済発展に貢献し、かつ少なくとも20人以上の雇用増加をもたらすもの。
- (2) 奨励金……投資資金の20%を限度とし、かつ大蔵省令で定める次の金額以内、
 - イ. 新設・完全転換企業……1雇用増当たり5,000新フラン。
 - ロ. 拡張・一部転換企業……同7,500新フラン。

投資奨励金制度は単なる生産雇用増加策にとどまらず、弱体企業の転換整理、有力企業の拡大合理化、産業構造の改革を促進し、共同市場内におけるフランス産業の地位強化をねらいとするものである。

なお旧制度による投資奨励金支給は本年2月中旬現在36百万新フラン(総投資額250百万新フランに対するもの)に達し、不況地区の立直り、雇用増加(1万人)に大きな成果をあげたが、他方奨励金はフランスに進出する外国企業にも同様に支給されることから外資流入促進にも大きな役割を演じた。すなわち、前記奨励金支給額の約25%は外国資本による工場設立に対するものとなっており、主要な外国会社としては北仏ベツーネへ進出した米国ファイヤ・ストーン・タイヤ(投資額10百万ドル)、カレーへの英国・コートールズ合成繊維(4百万ドル)、ナントへのスウェーデン・ポニエ製紙(3百万ドル)などがあげられる。また現在、米国石油化学グループのナント、サン・ナゼール地区への進出計画が新制度のもとに進められており、これが実現すれば造船不況に悩む同地区に新たな発展がもたらされるものと期待されている。

2. 資産償却定率法の導入

フランスの資産償却制度は従来定額法により、これに初年度の償却額を大幅にする各種の特別割増償却制度が併用されていた。しかし最近の急速な技術革新に因應するためにはかかる特例措置では不十分であるところから、政府は5月10日付官報で定率法採用による償却制度の改正を発表した。

新制度は本年1月1日以後取得された耐用年数3年以上の生産・運輸関係固定資産に適用されることとなっているが、「生産設備」の解釈はホテル用建物のほか、事務用機械類(タイプ・ライターを除く)まで含まれる広範なものである。新制度の償却率は初年度については従来特別割増償却が実施されているため旧制度と大差ないが、2~3年目の償却率は従来を大幅に上回り大体3年以内に60~70%程度の無税償却が認められている。

今回の改正のねらいは、①特例で複雑になった償却制度の簡素化ならびに合理化、②産業の技術革新即応態勢強化、③投資の促進などにあるが、これら目的の背後にはジスカージェスタン財務担当相も言明しているごとく、共同市場域内諸国に比し、産業界にはなほだしく不利となっていたフランスの償却率を他国へ接近させることにより、フランス産業の競争力を強化するとともに、償却制度の域内の制度的統一を図って、域内共通経済政策実施の基盤を整える配慮がなされたことがとくに注目される。

これによりフランスの償却速度はイタリア、西ドイツ(3月の改正案によるもの)に比し若干速く、ベネルルクス3国とはほぼ同程度のものとなった。新制度の償却率を旧制度および西ドイツと比較して示せば別表のとおりである。

フランスの生産設備償却率

耐用年数	3年		6年		10年		
	旧制度	新制度	旧制度	新制度	旧制度	新制度	西ドイツ
	%	%	%	%	%	%	%
第1年	40	50	40	33.2	28	25	20
第2年	30	25	15	22.3	9	18.8	16
第3年	30	25	15	14.8	9	14	12.8
第4年			15	9.9	9	10.6	10.3
第5年			15	9.9	9	7.9	8.3
第6年			—	9.9	9	5.9	6.6
第7年					9	4.45	6.5
第8年					9	4.45	6.5
第9年					9	4.45	6.5
第10年					—	4.45	6.5

◇ IMF、フランスに貿易・為替制限撤廃勧告

IMF理事会は6月3日、「フランスが1958年末以来実施した貿易・為替制限撤廃措置を歓迎する。残存制限はもはや国際収支を理由としては正当化されないと判断される。」旨を決議、フランスに対し貿易・為替制限の撤廃を勧告した。

今回のIMFの勧告は1959年次コンサルテーションの結果と最近におけるフランスの著しい金・外貨準備増加状況を勘案して決定されたものであるが、西ドイツ(58年)、イタリア(59年)に対して行なわれた同様の勧告に比しかなり早目に行なわれたことが注目される。すなわち西ドイツ、イタリアに対する勧告は当時2国の金・外貨準備がそれぞれ55億ドル、25億ドルと世界の金ドル配分の均衡を害すると思われるほど増大し、年間輸入に占める金・外貨比率も70~80%に達するに及んで行なわれたが、今回のフランスの場合は5月末の金・外貨保有20億ドル、年間輸入に占める割合50%弱にすぎない状況のもとで行なわれた。これはフランスの金・外貨事情の将来に不安がないこと、1~2年前に比べ世界の自由化が大幅に進展していることなどを背景として、IMF当局がかかるとの事情のもとにおいては西ドイツ、イタリアの先例に照して自由化勧告は早めに行なうべきであるとの見解をもつに至ったものと思われる。

フランス政府は今回のIMF勧告に対し、近くドル地域に対する差別を撤廃し、1961年末までに工業製品の輸入を完全自由化する意図であることを宣言した。フランスの61年末工業製品完全自由化の方針はすでに昨年秋からしばしば伝えられ、共同市場域内についてはハルシュタイン案による決定事項となっているが、今回のIMF勧告を契機としてフランスの自由化措置は一段と促進さ

れることとなろう。

なお6月7日からパリで開催されている日仏貿易交渉では、フランスの対日GATT35条援用撤回、自由化品目拡大などのわが国の要求に対し、フランス側は日本商品に対する恐怖感、共同市場の低賃金国政策協調の必要などから難色を示している模様である。しかし今回IMFがフランスに対し貿易・為替制限撤廃を勧告したことは、さきに西ドイツが経過期間を置いて対日輸入制限撤廃を決定したことも相まって、わが国に有利な環境を生むこととなろう。

◇イタリアの対ドル輸入自由化措置

5月25日イタリア貿易省は輸入制限をさらに緩和する重要な改正を発表した。これまでイタリアは輸入先諸国をドル地域、OEEC諸国、その他諸国（おもに共産圏諸国）の3地域に区分し、それぞれ輸入制限品目を規定したリスト（注1）をもって輸入制限を行っていたが、今回の措置により今後これらのリストに指定されていない商品は輸入先のいかにかわらず（注2）自由化されることとなった。

以上の結果、イタリアの対ドル輸入自由化率は現在の90%から約95～96%に拡大されることとなり、工業製品のほとんどが自由化されると伝えられているが、残余の4～5%はおもに農産物、とくに羊毛くず、天然および合成繊維、亜麻仁粕および粉、大豆粕および粉などであって、これらに対してはなお制限が残され、自由化の最も困難なものとしてされている。

（注1）いわゆる negative list（制限品目の表）で、ドル地域からの輸入制限品目は「A輸入表」に含まれ390品目が記載されている（自由化率90%）。OEEC諸国からの輸入制限品目は「B輸入表」に属し、40品目が含まれている（自由化率99.7%）。その他諸国（おもに共産圏諸国）からの輸入制限品目は85品目で「C輸入表」に含まれる。

ただし東ドイツ、日本、ウルグワイについては special list として、それぞれ自由化品目を記載した positive list（自由化品目の表）が存在する。

（注2）ただしエジプト、ギリシャ、ポルトガルのはか、おもに「C輸入表」適用圏に含まれる共産圏諸国、およびアルゼンチン、ブラジルなどについてはなお制限が課せられる。日本など special list による国は変更はなく、従来の輸入制限は緩和されない。

ア ジ ア 諸 国

◇フィリピン中央銀行の輸入保証金の引下げ

フィリピン中央銀行は、5月24日輸入保証金積立率の引下げを次のとおり実施した。

	新積立率（旧積立率）
(1)必需消費財	50%（100%）
(2)必需生産財のうち工業原料	25%（50%）
(3)延払条件の資本財	0（25%）
(4)非必需生産財	25%（100%）
(5)準必需消費財、非必需消費財	25%（100%）

今回の措置は、輸入コストの引下げによって輸入消費財価格の安定ならびに国内生産の増加を図り、最近のインフレ傾向を抑制せんとするものである。

◇台湾銀行、外国為替買入相場の一部に市中相場を適用

外国為替貿易審議会は旅行者および被仕向送金受取人の便宜を図る目的をもって、このほど「外貨交換および被仕向送金処理弁法」を公布、5月27日から実施することとした。

今回の措置によれば、①旅行者および被仕向送金の受取人は、台湾銀行から外国為替取組証の交付を受ける。②取組証は、市中において、または台湾銀行に対し売却しうが、台湾銀行が取組証を買い入れる場合に適用する相場は、従来の公定相場（1米ドル＝36.08元）によっていたのを改め、台湾糖業会社が市中において取組証を売却する場合の市中相場（現在1米ドル＝40.03元であるが、これから印紙税0.03元を控除すれば、台銀買入相場は40元となる。）を勘案し定められることとなっている。

今回の措置は、最近のインフレ傾向により元貨の対外価値が下落し（元貨の対米ドルやみ値は公定伸値比30%方下落）、華僑資本導入の障害となり、また旅行者に不利となっている事情を考慮したものとみられる。